

鹿児島国際大学における研究活動に係る行動規範

平成 19 年 10 月 24 日制定

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 3 月 19 日改訂

平成 28 年 2 月 24 日改訂

本学構成員（学生含む。以下同様）は、研究活動に係る以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 本学構成員は、研究費を適正に管理するとともに有効かつ円滑に活用し研究成果を社会に還元していくという使命と責任を自覚し、研究費の使用にあたり、法令・通知及び本学の規程・不正防止計画を遵守しなければならない。
- 2 本学構成員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反等の不正行為を厳に行ってはならない。
- 3 指導的立場にある者は、研究倫理や研究プロセスのあり方について、大学院生や若手研究者及び研究活動に従事する学部学生等を教育する責務を果たさなければならない。
- 4 本学構成員は、不正行為・不正使用が現に行われ、または行われたことを知った時は、それを放置せず適切な措置又は改善指導等を行わなければならない。
- 5 本学構成員は、研究・調査データや資料等の適切な管理及び保存により厳正な取扱いを徹底し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 6 本学構成員は、研究活動に伴う守秘義務を遵守し、研究活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 7 本学構成員は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、人種・地位その他思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

以上